

第3期 下妻市地域福祉計画

概要版



令和5年3月

下妻市

地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域で困りごとを抱えた人を支える取り組みは、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

●●自助・共助・公助のイメージ

自助

住民・家族などの
支え合い活動

例えば…

- 近所の人へのあいさつ
- 健康維持

共助

地域の助け合い・
支え合い活動

例えば…

- 見守り活動
- 地域の交流
- 助け合いの活動

公助

公的制度による
福祉サービス

例えば…

- 児童福祉サービス
- 高齢福祉サービス
- 障害福祉サービス

地域福祉計画とは

近年の社会・経済状況の大きな変化に伴って、これまでは国の福祉制度の枠組みの中だけでは対応しきれないことの多かったホームレス状態、ひきこもり、虐待、雇用が不安定な労働者といった新たな社会的課題への対応が求められるようになってきました。

これらの地域を取り巻く課題の解決に向けては、行政、市民、団体、民間事業者、社会福祉協議会を含む社会福祉法人などが一体となって取り組むことが重要です。

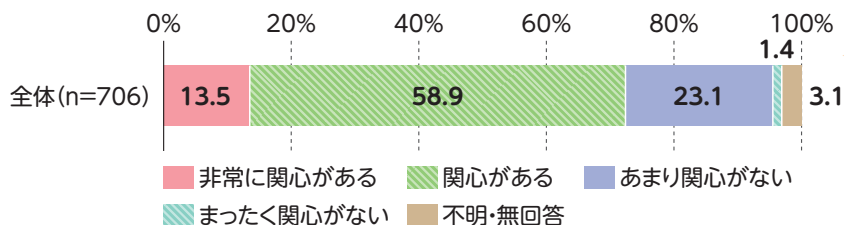
下妻市では、平成30年に5年間を期間とする「第2期下妻市地域福祉計画」を策定し、共助共生の福祉のまちづくりを推進してきました。さらに、「第2期下妻市地域福祉計画」が令和4年度をもって終了することから、社会情勢や国、県の計画及び市の関連計画などを踏まえ、新たな第3期下妻市地域福祉計画（以降、「本計画」という。）を策定するものです。

また、本計画は平成28年度に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に規定された、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と一体的に策定します。

下妻市の現状

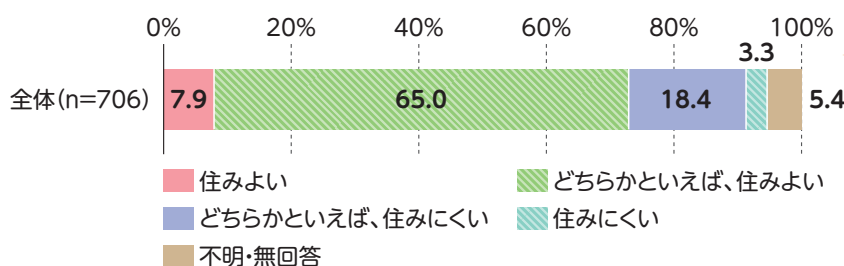
下妻市では、地域福祉をめぐる現状と課題を把握するため、令和4年9月に18歳以上の市民1,900人及び地域福祉関係者等100人を対象にアンケート調査を実施しました。

●●「福祉」に対する関心



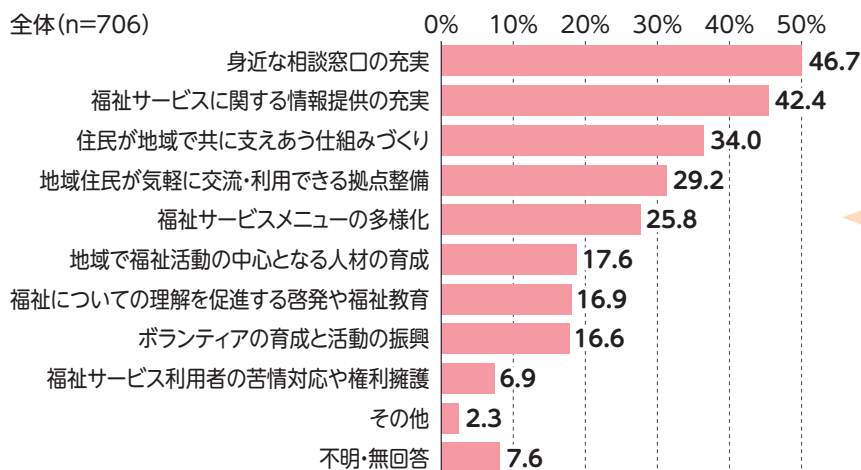
「非常に興味がある」「興味がある」の合計は72.4%と、「あまり興味がない」「まったく興味がない」の合計を上回っています。

●●福祉サービスの面からみた下妻市の住みやすさ



「住みよい」「どちらかといえば、住みよい」の合計が72.9%で、「どちらかといえば、住みにくい」「住みにくい」の合計21.7%を上回っています。

●●下妻市で地域福祉を推進するために力点を置くべきこと



「身近な相談窓口の充実」「福祉サービスに関する情報提供の充実」が4割を超えて多くなっています。

- 福祉サービスの視点からはおおむね住みやすいという評価を受けている一方で、下妻市で地域福祉を推進するために力点を置くべきことでは福祉サービスに関する情報提供の充実が挙げられています。適切に福祉サービスを利用できるよう、分かりやすい情報発信が求められています。
- 福祉支援の多様化に対し、福祉関係部局が連携して取り組んでいます。福祉に関心がある市民は7割程度となっており、今後は様々な福祉課題に対応するため、市民や地域の力で地域福祉を推進していくことがますます重要になっています。

計画の基本的な考え方

基本理念

第6次下妻市総合計画 後期基本計画では、「人と自然を活かし、住みよさを創るまち」を目指しています。福祉分野においては、「誰もが健やかに暮らせる『安心なまち』」を目標として、地域共生、社会福祉の推進の施策を推進することとしています。

本計画では、全ての市民が、住み慣れた地域で健やかに生活することができるよう、自助、共助、公助の理念に基づき、地域共生社会の実現に取り組みます。

ともに支え合い、 つながりあうまち 下妻

体系

計画の理念を実現するため、市の現状・課題をふまえ、次の3つの基本目標を設定して事業を推進します。

基本目標	施策の方向性	施策
I ともに支え合う 地域づくり ～住民主体の 地域福祉の支援～	(1) ふれあいの意識と きっかけづくり	1. 福祉教育・福祉意識の啓発 2. 生きがいの支援と社会参加の促進 3. 住民活動・ふれあいの場づくり
	(2) 担い手づくり	1. ボランティア活動の推進 2. 市民主体の助け合い・支え合い促進
II つながりあう 地域づくり ～福祉サービスを中心と した支援体制の充実～	(1) 福祉サービスの提供	1. 分かりやすい福祉情報の提供 2. 福祉サービスの充実と質の向上
	(2) 分野横断的な 支援体制の整備	1. 多機関協働による横断的支援 2. 制度の狭間の問題への支援
	(3) 地域における ネットワークの整備	1. 地域におけるネットワークづくり 2. 庁内外における連携の体制づくり
III 安心して暮らせる 地域づくり ～誰もが安全・安心に地域で 暮らし続けるための支援～	(1) 安全・安心の 地域づくり	1. 相談業務の充実 2. 安全・安心な地域づくり 3. 共生のまちづくり
	(2) 権利擁護の推進	1. 権利擁護の利用支援 (成年後見制度利用促進基本計画) 2. 虐待の防止・人権の擁護

基本目標Ⅰ ともに支え合う地域づくり

～住民主体の地域福祉の支援～

施策の方向性（1）ふれあいの意識ときっかけづくり

寄付や福祉教育、情報提供を通して市民の福祉に関する意識の醸成に向けて取り組むとともに、生きがいづくりや交流、就労の場等の整備を進め、社会参加機会を充実します。

さらに、地域における実際の活動の場づくりなどに取り組むことで、地域への参加機会をつくれます。

<p>施策1 福祉教育・福祉意識の啓発</p>	<p>福祉教育支援事業 世代間交流事業 市広報などによる福祉意識の啓発 共同募金運動 男女共同参画社会の推進</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>施策2 生きがいの支援と社会参加の促進</p>	<p>老人クラブの育成 シルバー人材センター事業の支援 障害のある人の就労の支援 生涯学習・スポーツ振興事業</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>施策3 住民活動・ふれあいの場づくり</p>	<p>住民同士による支え合い活動 ふれあいいきいきサロン事業の推進 コミュニティ活動の支援 地域支え合い活動団体支援事業 地域福祉助成事業</p> <p style="text-align: right;">等</p>

施策の方向性（2）担い手づくり

ボランティア活動を行う住民を支援してボランティア活動を振興するとともに、市民全体での支え合いを促進することで、多くの市民が活動できる地域づくりに取り組みます。

<p>施策1 ボランティア活動の推進</p>	<p>ボランティア事業 ボランティアの育成・活動支援</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>施策2 市民主体の助け合い・支え合い促進</p>	<p>災害ボランティアの養成 生活支援体制整備事業</p> <p style="text-align: right;">等</p>



基本目標Ⅱ つながりあう地域づくり

～福祉サービスを中心とした支援体制の充実～

施策の方向性(1) 福祉サービスの提供

福祉情報を市民に分かりやすく提供するため、広報をはじめとした様々な媒体での情報発信に取り組みます。

また、福祉サービスの充実のため、各分野において計画的に福祉施策を推進するとともに、福祉サービスに対するご意見を受け止め、改善する体制を整備します。

施策1 分かりやすい福祉情報の提供	リーフレット「ご利用ください福祉の制度」の配布 社協広報紙(ふくしものがたり)等の発行 子育てハンドブックの作成 ママサポしもつまアプリの配信	等
施策2 福祉サービスの充実と質の向上	福祉サービス苦情・意見の窓口等の広報 出産育児応援給付金	等

施策の方向性(2) 分野横断的な支援体制の整備

従来の制度ごとに分かれた縦割りの福祉だけではなく、それぞれの分野が関わり合って市全体で地域共生社会を目指す体制づくりに取り組みます。

また、従来の福祉の枠組みで支援できない制度の狭間の問題を抱える方に対する支援体制づくりにも取り組みます。

施策1 多機関協働による横断的支援	重層的支援体制整備事業 新規 下妻市自殺対策計画の推進	等
施策2 制度の狭間の問題への支援	在宅介護サービス低所得利用者負担軽減事業 生活困窮者対策事業 小中学校就学援助事業	等

施策の方向性(3) 地域におけるネットワークの整備

地域において身近な支え合いを充実させるため、様々な立場の方をつなぐネットワークづくりを行うとともに、庁内外での連携体制を強化します。

施策1 地域におけるネットワークづくり	高齢者等見守りネットワーク事業 認知症サポーター養成	等
施策2 庁内外における連携の体制づくり	民生委員・児童委員との連携・事業支援 地域福祉推進機関の相互連携 社会福祉協議会との連携・事業支援	等

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる地域づくり

～誰もが安全・安心に地域で暮らし続けるための支援～

施策の方向性(1) 安全・安心の地域づくり

市民の様々な悩みに答えるため、相談窓口体制を充実させるとともに、より効果的な相談業務が実施できるような窓口同士の連携を強化します。

また、安心して地域で暮らしていけるような、防災・防犯対策、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくり、様々な住民を受け入れる共生のまちづくりを推進します。

さらに、だれもが安心して生活を送れるよう、経済支援等により困りごとを抱えた人に対する支援を行っています。

施策1 相談業務の充実	初期相談窓口の連携・強化 相談業務の質の向上 民生委員・児童委員の活動促進 地域包括支援センター・総合相談支援 生活困窮者自立相談支援事業 等
施策2 安全・安心な地域づくり	防犯ボランティアパトロール 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成 福祉避難所運営マニュアルの作成 防災ボランティアの養成 等
施策3 共生のまちづくり	社会を明るくする運動の促進 住居確保給付金事業 就労準備支援事業 学習支援事業 一時生活支援事業 等

施策の方向性(2) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画を含む)

高齢になったり、障害・病気等で判断能力が充分でなくなったりしても安心して地域の中で暮らすことができるよう、成年後見制度を利用しやすくするなど、権利擁護の取り組みを進めます。また、虐待防止や人権教育を実施し、人権擁護の取り組みを進めます。

施策1 権利擁護の利用支援 (成年後見制度利用促進基本計画)	成年後見制度利用促進事業 日常生活自立支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 新規 等
施策2 虐待の防止・人権の擁護	虐待防止・DV防止等の啓発・広報 要保護児童対策地域協議会事業 等



計画の推進

地域福祉の担い手は、市民一人ひとりです。地域においては、行政機関以外にも、様々な団体・機関・事業所等と共に、自らを地域福祉の担い手として自覚している市民によって地域福祉活動が推進されています。自覚的な市民や団体・機関・事業所等を、ここでは「地域福祉推進役」と称します。

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として（地域福祉推進役）の意識を持って、地域福祉に関わる事業や活動を推進することが望まれます。

地域福祉推進役は、自らの事業や活動を通して地域福祉を推進しますが、必要に応じて、行政と地域福祉推進役の連携、地域福祉推進役同士の相互連携により、活動を推進します。

計画の進行管理体制

本計画を総合的に進めていくために、計画の実施状況等を評価し、情報を共有する体制が必要です。進捗状況を把握し、PDCAサイクルに基づき計画を推進します。

また、本計画は福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられることから、関連計画の進捗状況や関連調査の結果にも留意し、総合的に地域福祉の進捗状況について把握するよう努めます。



第3期下妻市地域福祉計画 概要版

発行：令和5年3月

編集：下妻市保健福祉部福祉課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町2丁目22番地

電話：0296-43-2111(代) FAX：0296-43-6750

メール：fukushi@city.shimotsuma.lg.jp